

第6回江府町農業委員会総会会議録

招集年月日 令和2年12月9日(水)

招集場所 江府町山村開発センター

開 会 午前9時30分 会長宣言

出席 農業委員(11人)・農地利用最適化推進委員(5人)

1番	松本 良史	7番	遠藤 功
2番	船越 征子	8番	奥田 隆範
3番	本高 善久	9番	山本 信男
4番	加藤 直行	10番	中田 泰
5番	松原 憲治	11番	長尾 保
6番	梅田 茂		
	見山 収		谷口 一郎
	宇田川 保		竹内 求
	神庭 良昌		

欠席 農業委員(0人)・農地利用最適化推進委員(0人)

職員及び関係者 局長 松原 俊二

1. 議長は本日の議事日程を下記のとおり報告した。

- 第1号議案 農用地利用集積計画(案)について
- 第2号議案 農用地利用配分計画(案)について
- 第3号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第4号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第5号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第6号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第7号議案 非農地証明の申請について
- 第8号議案 非農地証明の申請について
- 第9号議案 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直し(案)について

2. 議事についての記録は末尾のとおり。

開 議 午前9時30分

会議録署名委員の決定

議長、会議に先立ち下記のとおり署名委員を指名する。

11番委員 長尾 保 1番委員 松本 良史

事務局： 皆さんおはようございます。定刻より若干早いですが、皆さんお揃いになりましたので、第6回江府町農業委員会総会を始めさせて頂こうと思います。それでは、農業委員会憲章の唱和を松原職務代理の進行でお願いしたいと思います。

委員： 全員で農業委員会憲章の唱和（進行、松原職務代理）

事務局： ありがとうございます。それでは加藤会長の方からご挨拶を頂きます。

会長： 改めておはようございます。本日は今年最後の総会と言う事で、全員の皆さんにご出席いただきまして本当ありがとうございます。過日11月19日に倉吉市で鳥取県農業会議主催の特別研修会が開催をされました。わたくしを含め5名の方に参加を頂きまして、大変熱心にご研鑽を頂き本当にありがとうございます。ただ松原事務局長に於かれては公用車の運転や、諸段の事をして頂きありがとうございます。大変有意義な研修会であった様に思います。特に私としても、農地利用の最適化の意味合いを改めて認識したなと言う思いがあります。その内容は一つには、担い手への農地の集積・集約化、二つには、遊休農地の発生防止・解消、三つめは、新規参入の促進、これらを特に改めて認識をさせてもらったなという思いでございます。本町においても農地利用の最適化の運用、これからも推し進めていく必要があるかなど、改めて認識をした次第でございます。それから次に先月、提案をし、審議無用、継続審議になりました、農地法5条の案件について、でございます。その後事務局、関係者の皆様を中心に現地確認等を行いながら、取り組みを進めております。一般的に農地法の5条転用案件と言うのは、非常にデリケートな事案が多くて、特段慎重な判断が求められるわけです。本件については一定の方向性が出つつありますが、もう少し中身を吟味検討して、次回の総会の時には皆さん方に提案をしてご審議を頂こうか、この様なスケジュールで現在取り組んでおります。もう一点、このレジメにもありますとおり「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」これにつきまして、本日農林産業課より報告、説明を頂く予定になっております。本構想は本町農業の基本計画でございまして、江府町の10年後の農業構想、担い手のあるべき姿と言うものを検討をしています。この基本構想策定を目的に、行政機関、農業団体等で構成するチーム会議が編成発足されました。その中に我々農業委員会としても、松原代理、宇田川推進委員長、そして私の3名、さらに長尾委員さんが指導農業士の資格で参画をされております。都合4名がチーム会議に参画して、各都合2回の会議、議論を踏まえて本日の産業課の提案になると言う事でございます。皆さん方の忌憚のないご意見あるいは建設的なご提案等頂ければという風に考えております。以上を持ちまして冒頭のごあいさつに代えさせて頂きます。

議長： それでは早速審議事項に入らせて頂きます。まず出席確認ですが、本日は全員出席でございます。規則の5条によって委員定数の過半数に達しておりますので、本総会は成立している事を申し上げます。次に議事録署名委員の指名でございます。署名委員を議長が指名することにご異議はございませんか。

委員： 異議なし（全員）

議長： ありがとうございます。それでは議事録署名委員に議席番号11番長尾委員、同じく議席番号1番の松本委員さん、願いをしたいと思います。尚会議書記は事務局を指名いたします。続きまして報告事項がございます。一括して事務局の方より説明をお願いします。

事務局： それでは報告事項（1）についてご説明申し上げます。公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地一時転用について、日野県土整備局の河川砂防課の方から届け出がございましたので報告いたします。以前報告を頂きました、日野川の河川砂防事業に伴う案件でございまして、この度実際に作業道を付けられて工事に掛かれたところでございます。2基の砂防堰堤を設置されるわけなんですけども、その工事の中で土砂、真砂土が沢山あると、予定以上の量だと言う事で、残土の仮置き場として届出がなされたものです。場所は〇〇〇〇、大字〇〇字〇〇〇〇〇〇番、〇〇〇、〇、〇〇〇㎡、他全部で〇筆、合計面積が〇、〇〇〇㎡と言う事で、こちらを令和〇年〇月〇〇日まで借用したいと言う事で、一時転用の届出がっております。こちらの場所でございますけども、3ページに地図を付けております。続きまして報告事項の（2）に入らせて頂きます。合意解約について5件ございます。報告事項（2）で3件ございます。こちらの借り人が〇〇の〇〇〇さんでございます。ご本人さんが高齢とかそういった事情でこの度〇筆につきまして、合意解約をされたと言う事でございます。尚次の耕作者について、来年の作付けに間に合う様な形で調整等を図って行く必要がある、と言うところでございます。場所は5ページに付けております。続きまして報告事項（3）でございます。6ページをご覧ください。まず受付番号62番、大字〇〇字〇〇〇〇〇〇番、地目は〇、面積が〇、〇〇〇㎡でございます。令和〇年〇〇月〇〇日までの契約でしたけど、この度所有者との間で〇〇の話が進んだ様でございます。従いまして合意解約と言う事で挙がってきております。この後の議案4号でお諮りをさせていただきます。場所は7ページに地図を付けております。続きまして69番の説明をさせていただきます。大字〇〇〇字〇〇〇〇〇番、他全部で〇筆、合計面積が〇、〇〇〇㎡、地目はすべて〇でございます。地図を8ページに付けております。中間管理事業によって〇〇〇〇〇さんが借り受けておられましたけども、この度〇〇月〇日を以って解約と言う事でございます。なお今回の総会には間に合いませんでしたが、来月の総会で〇〇〇〇〇さんの方に配分される予定でございます。報告事項は以上でございます。

議長： ありがとうございます。報告事項、一時転用と合意解約でございます。皆さん方の方からご意見、ご質問はありますでしょうか。無い様ですので議事に入らせて頂きます。それでは議案第1号、農用地利用集積計画（案）について、事務局より提案説明をお願いします。

事務局： はい、農用地利用集積計画（案）について説明申し上げます。まずは中間管理権以外の計画につきまして説明をさせていただきます。お手元の11ページから35ページまでになります。全部で38件ございまして、その内新規が4件でございます。こちらの4件

につきまして説明をさせていただきます。まず11ページの申請番号100番、農地は大字〇〇字〇〇〇〇〇〇番、〇、〇〇〇㎡の〇で、貸付人は〇〇の〇〇〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇〇〇さん、貸賃は〇〇で、〇〇の作付けをされる予定でございます。期間が令和〇〇年〇〇月〇〇日までの〇〇年間でございます。場所の地図を43ページに付けております。続きまして受付番号101番、農地が大字〇〇字〇〇〇〇〇〇番、〇〇〇㎡の〇でございます。貸付人は〇〇〇の〇〇〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇〇〇さんでございます。賃料は〇〇で、〇〇〇〇を計画されております。期間が令和〇年〇〇月〇〇日までの〇年間でございます。地図が44ページになります。続きまして、お手元の資料18ページをご覧ください、申請番号115番、農地は大字〇〇字〇〇〇〇〇〇番、面積が〇〇〇㎡、地目は〇で、貸付人が〇〇の〇〇〇〇さん、借受人が同じく〇〇の〇〇〇〇さんでございます。賃料は〇〇で、〇〇を作付けされます。期間が令和〇年〇〇月〇〇日までの3年間でございます。こちらの地図が45ページになります。続きまして24ページ、申請番号127番、農地が大字〇〇字〇〇〇〇〇〇〇番〇と〇〇〇番〇、合計面積が〇、〇〇〇㎡、地目は両方とも〇でございます。貸付人が〇〇〇の〇〇〇〇さん、借受人が〇〇の〇〇〇〇さん、貸賃は〇〇で、〇〇の作付けをされます。期間が令和〇年〇〇月〇〇日までの〇年間でございます。地図が46ページになります。以上新規についてご説明を申し上げました。借受人の方の経営状況につきましては、34ページ及び35ページに載せておりますので、ご参考いただければと思います。続きまして36ページをご覧ください。中間管理権による利用集積計画（案）についてお諮りをいたします。こちらが8件ございます。すべて新規でございますので、順に説明をさせていただきます。申請番号138番、農地は大字〇〇字〇〇〇〇〇〇番〇、他全部で〇筆、合計面積が〇、〇〇〇㎡で現況地目はそれぞれ〇でございます。貸付人が〇〇〇にお住いの〇〇〇〇子さん、貸付期間が令和〇年〇〇月〇〇日までの〇年間でございます。こちらの場所は47ページに地図を付けております。続きまして申請番号139番、場所は大字〇〇字〇〇〇〇〇〇番、〇、〇〇〇㎡の〇でございます。貸付人は〇〇にお住いに〇〇〇〇さんでございます。期間が令和〇年〇〇月〇〇日までの〇年間でございます。48ページに地図を付けております。続きまして37ページ、申請番号140番、農地は大字〇〇〇字〇〇〇〇〇〇番、〇、〇〇〇㎡の〇でございます。貸付人は〇〇〇の〇〇〇〇さんで、期間が令和〇〇年〇〇月〇〇日までの〇年間になります。続きまして申請番号141番、こちら〇〇〇〇でございます。字〇〇〇〇〇〇〇番、他全部で〇筆、合計面積が〇、〇〇〇㎡の〇でございます。貸付人が〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇さんで、期間が令和〇〇年〇〇月〇〇までの〇年間でございます。続きまして38ページ、申請番号142番、農地が同じく大字〇〇〇字〇〇〇〇〇〇〇番、面積が〇、〇〇〇㎡の〇でございます。貸付人は〇〇〇の〇〇〇〇さんで、期間が令和〇〇年〇〇月〇〇日までの〇年間でございます。続きまして申請番号143番、こちらの農地は大字〇〇字〇〇〇〇〇〇〇番、他全部で〇筆で、合計面積が〇、〇〇〇㎡、地目は〇でございます。貸付人が〇〇〇の〇〇〇〇さんで、期間が令和〇〇年〇〇月〇〇日までの〇年間でございます。続きまして39ページになります。申請番号144番、農地が大字〇〇〇字〇〇〇〇〇〇〇番、他全部で〇筆、合計面積が〇、〇〇〇㎡、地目は〇でございます。貸付人は〇〇〇の〇〇〇〇さん、貸付期間は令和〇〇年〇〇月〇〇日までの〇年間でございます。申請番号145番、農地は大字〇〇字〇〇〇〇〇〇〇番〇、



が〇〇です。中田委員さんよろしいでしょうか。

中 田： 〇〇の2か所なんですけれども、前に借りておられた方が、とりあえず1回本人に返して、今回担い手育成機構を通して借りられると言う事ですので、よろしく願います。

議 長： 続きまして37ページ、申請番号140番、〇〇〇、141番、〇〇〇、142番、〇〇〇、143番、〇〇、144番、〇〇〇、145番、〇〇、以上について担当の委員よろしいでしょうか。説明をお願いします。

松 原： はい、これは〇〇〇〇〇〇が出来たんですが、約〇〇分くらいでスタートしているんですが、〇〇〇と〇〇を併せて〇〇〇分くらいありまして、その関係者、〇〇〇と〇〇〇の〇〇〇を中間管理機構を通じて〇〇〇〇〇〇に集約をすると言う事になります。

議 長： ありがとうございます。新規案件でその他ございませんか。

遠 藤： 〇が借りている関係の分なんです、

議 長： では、発言をお願いします。

遠 藤： 20ページの〇〇〇〇〇〇さんと言う所があります。再設定と言う事になっておりますが、〇〇〇〇〇〇〇〇番の〇、面積が〇、〇〇〇㎡なんです、これは再設定ではなく、新規と言う事で、これは集落の下になりますが、この度勤めの関係で、私が後を引き継ぐと言う事で、この度設定をしております。

議 長： そうですか。地番〇〇〇〇番、面積が〇、〇〇〇㎡、これが新規になると言う事ですね。

遠 藤： はい、新規と言う事で。

議 長： 事務局、その辺はよろしいですか。本日の新規案件として取り扱ってもよろしいですか。

事務局： 申請番号119番、この5筆が再設定と言う事になってはいますが、4筆は再設定で、今ご指摘いただいて〇〇〇〇番、これが新規でと言う事ですね。

議 長： それでは本日新規案件として取り扱っても良いですね。

事務局： それでオッケーです。

議 長： それでは以上新たに新規案件と言う事ですので、これを加えて、提案説明について皆

さん方から質問、意見を頂きたいと思います。特に無い様ですので、質疑を討ち入り採決を取ります。議案第1号、農用地利用集積計画（案）につきまして、原案賛成の方は挙手をお願いします。

委員： はい（全員挙手）

議長： ありがとうございます。全員賛成で本案は原案通り決定をいたしました。続きまして議案第2号、農用地利用配分計画（案）について、提案説明をお願いします。

事務局： はい、議案第2号、農用地利用配分計画（案）について、説明をさせていただきます。お手元の資料56ページをご覧ください。先程1号議案の方で承認を頂きました、100番と101番、こちらの3筆が整理番号1番で挙がってきております。大字〇〇字〇〇〇〇番〇、他全部で〇筆、合計面積が〇、〇〇〇㎡の〇でございます。こちらにつきましては、〇〇の〇〇〇〇さんに配分と言う事でございます。期間が令和〇年〇月〇日から令和〇年〇〇月〇〇日までの〇年でございます。続きまして整理番号2番、大字〇〇〇〇字〇〇〇〇番、他全部で〇〇筆、合計面積が〇〇、〇〇〇㎡、地目はすべて〇で、〇〇〇〇〇〇さんの方に配分と言う事で、期間が令和〇〇年〇〇月〇〇日までの〇〇年間でございます。以上です。

議長： ありがとうございます。これにつきまして、中田委員の方から、何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。整理番号2番の〇〇〇の案件は、〇〇への利用配分と言う事でございます。

松原： ですね、集落の中でも出来たばかりだったものですから、入ってなかった人もいると言う事で、今回中間管理機構を通じて〇〇〇〇の方に集積されると言う事です。〇〇〇には前に〇〇町の〇〇〇〇〇〇さんが入っておられまして、〇〇くらい作っておられたんですが、今回合意解約で出ておりましたので、次回配分されるという事だったですね。

事務局： ありがとうございます。先ほど〇〇〇の合意解約で〇〇さんの案件がございましたけれども、これは来月の配分でさせていただく予定でございます。

議長： 〇〇の方に利用契約されるわけですね。〇〇さんから、〇〇さんと合意解約をして〇〇の方に。補足の説明を頂きましたので質疑に入ります。ご意見のある方はお受けいたします。無い様ですので質疑を討ち入り採決を取ります。議案第2号、農用地利用配分計画（案）につきまして、原案賛成の方は挙手をお願いします。

委員： はい（全員挙手）

議長： ありがとうございます。全員賛成で、本案は原案通り決定をいたしました。続きまして議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、提案説明をお願いします。



す。ございませんか。それでは採決に入らせて頂きます。議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案賛成の方は挙手をお願いします。

委員： はい（全員挙手）

議長： ありがとうございます。全員賛成で本案は原案通り決定をいたしました。続きまして議案第6号、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案説明をお願いします。

事務局： はい、70ページをご覧ください、農地法第3条の規定による許可申請でございます。受付番号65番、大字〇〇字〇〇〇〇〇〇〇番〇と〇〇〇〇番〇で、地目は両方とも〇、合計面積が〇〇〇㎡でございます。譲渡人が〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人が〇〇の〇〇〇〇さんでございます。以上お諮り申し上げます。

議長： 質問、意見のある方は挙手をお願いします。無い様ですので採決を取ります。議案第6号、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案賛成の方は挙手をお願いします。

委員： はい（全員挙手）

議長： ありがとうございます。全員賛成で本案は原案通り決定いたしました。続きまして議案第7号、非農地証明の申請につきまして、原案説明をお願いします。

事務局： 72ページになります。非農地証明の申請について、お諮り申し上げます。受付番号66番、農地が大字〇〇字〇〇〇〇〇〇〇番、〇〇㎡の〇でございます。〇〇の〇〇〇〇さんの申請者でございまして、昭和50年頃から耕作不能となり、農地として使用していないと言うところがございます。先般、本高委員さん、竹内推進委員さんに同行頂きまして、現地確認をしました。地図が73ページになります。山林の中でございまして、現地まで辿り着くことが出来ませんで、付近の道縁から両委員さんに確認を頂いたと言うところがございます。以上です。

議長： はい、非農地証明案件でございます。73ページに航空写真を付けておりますが、現地確認をして頂いておりますので、確認を頂いた委員さんの方からどういう状況か、現地にはなかなか行けない様な所ですが、現状はどうか、どう言った具合だったかをお願いします。

本高： 12月8日に現地を確認いたしまして、先ほど局長から説明があった通り、近くまではいけませんが、明らかに山林になっておりますので、これで良いかと思えます。

議長： ありがとうございます。皆さん方から、質問、意見等がありましたらお願いします。無い様ですので、採決を取りたいと思えます。議案第7号、非農地証明の申請についま

して、原案賛成の方は挙手をお願いします。

委員： はい（全員挙手）

議長： ありがとうございます。本案は原案通り決定いたしました。続きまして議案第8号、非農地証明の申請につきまして、原案説明をお願いします。

事務局： はい、74ページになります。議案第8号、非農地証明の申請につきまして、お諮り申し上げます。受付番号67番、こちらも〇〇〇〇さんからの申請でございます。農地が大宇〇〇字〇〇〇〇〇〇番〇、〇〇〇㎡の〇でございます。昭和50年頃からこちらにも耕作不能となり、農地として長く使用をしていない、と言う事での非農地証明の申請でございます。同じく先ほどの案件と一緒に本高委員さん、竹内推進委員さんにお世話になりまして、現地の確認をして頂いたところでございます。場所を75ページに付けさせて頂いております。昔の〇〇〇〇〇〇に行く道がございました。今は危険のため通行止めとなっておりますが、ちょうど道路の上の土地になります。こちらも確認いたしました。法面に数本気が植わっている様ですが、平らな部分には笹の様な長い草が茂っている様な状況でした。一応原野と言う事でさせて頂いたところでございます。以上です。

議長： 本高委員さん、コメントを頂いてよろしいでしょうか。

本高： 前の件と同じ12月8日に現地を見まして、明らかに原野の状態になっております。

議長： ありがとうございます。

長尾： すみません、お願いです。出来れば現場確認の写真を付けて下さい。

議長： 私の方から質問なんですけど、非農地証明は良いんですけども、農地台帳から落とす作業はどうなるんですか。

事務局： 登記が終わりましたら、住民課に法務局からデータが行きまして、台帳の方は農地から落ちます。

議長： それは非農地証明書を発行することによって、そういう手続きをしたら。

事務局： そうですね、登記をして頂いた後、こちらの方の台帳は自動的に農地から落ちます。

議長： 分かりました。その他ございませんか。それでは採決を取らせて頂きます。議案第8号、非農地証明の申請につきまして、原案賛成の方は挙手をお願いします。

委員： はい（全員挙手）

議長： ありがとうございます。全員賛成で本案は原案通り決定いたしました。続きまして審議事項、議案第9号、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直し（案）につきまして、農林産業課より原案説明をお願いします。

農仲田： 失礼します。農林産業課の仲田と申します。議案第9号、基盤強化の見直しについて、と言う事でご説明させていただきます。資料としまして、別冊の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）と言う事で用意しておりますので、そちらの方をご覧いただければと思います。経緯の方から簡単に説明させていただきますと、農業経営基盤促進法と言う法律があります。これが通常の利用権設定を行っていただく、農地の貸し借りの利用権設定の基になっている法律でございます。要は担い手として認められると、農地の貸し借りが簡単にできますよと、農地法を使わずに簡単に出来ますよ、と言う法律なんですけども、どういった担い手ですか、そのためにどういう風に農地を集積していきますか、と言う計画が基本構想と言うものになります。基盤強化促進法の第6条に市町村が基本構想を定められますよ、と言う事でなっております。これを作ることで利用権設定とかが出来るようになるという事です。基本的に書いてある項目については、例えば農業経営の規模ですとか、どう言う風に担い手へ農地シェア率を増やして行きますか、とか、担い手の人の育成に係る事とかが記載してあります。基本的にはこれは5年見直しと言う事で、前回平成27年に1回見直しをしていまして、本年度、令和2年にまた見直しと言う事で、この度の見直しと言う事になっております。まず1ページ目を開いていただきますと、経営基盤の強化の促進に関する目標と言う事で載せておりますが、基本的に内容に関しては、11ページ辺りまでが担い手に関する目標でありまして、12ページ以降については、利用権設定の、どういう風に利用権設定をしますか、というやり方が書いてありますので、基本的に12ページ以降は決まった様式ですので、この度はご紹介はしません。むしろ11ページまでの町独自の計画部分と言うのを、今回ご審議いただければと思っております。先般見直しに係るチーム会議と言う事で、農業委員会からは加藤会長と、松原職務代理、推進委員からは宇田川保さん、そして指導農業士と言う立場で長尾保さんと言う事で、4名ご参加いただいて、内容等協議いたしておりました。まず現状と課題と言う所ですけども、基本的に前段は江府町の紹介が書いてありますので、省かせて頂きますが、中段の府町の農業生産はと言う所から読み上げさせていただこうかと思っております。（農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）の読み上げ）こんな計画で町の方も令和10年目指して進めさせて頂ければと思いますので、皆さんのご意見を頂きながら慎重なご審議を頂ければと思います。よろしくをお願いします。

議長： はい、ありがとうございます。皆さんにとっては今日が初めてでございますから、なかなか評価が出来ない部分があるかと思いますが、この内容にこだわりませんので、皆さんの方から、江府町の将来の農業構造のあるべき姿等について、ご意見、ご質問がありましたら、是非お伺いしたいと思います。いかがでしょうか。それではこのチーム会議に関わっていただいた、私を含めて4名の方がいらっしゃるので、一言ずつ感想等がございましたらお願いをしたいと思います。松原代理は一会議だけでしたけども、

過去のそういう状況もよくわかっていると思いますので、何かご意見等がありましたらお願いしたいと思います。

松原： 前にちょっと言わせてもらったのは、江府町の将来展望、未来計画もあるんですけど、なかなか実態としては実現していないという事で、いかに具体化することだろうと思うんですけど、今回も10年先の資産的なモデルなんですけど、5年毎のチェックもある事なんですけど、ほんとに江府町はこれだと言う物がないと、例えば新規就農者が来ても受け入れの体制が出来ていないと言う様な感じがしております、例えば日南町辺りはかなりブランド商品でちゃんとしているんですけど、それが無いのが江府町の残念なところかなと言う感じはしております、是非公社がはじめられた新甘泉・王秋を伸ばしてもらって、安定した経営が出来る状態、新規就農者の来て頂ける様な体制作りを徹底しないといけないかなと言う感じがしております。集落営農はそれなりに少しずつは出来ているんですけど、目標にはなかなか達しない、と言うのが実態だろうと思いますので、これもなくてはいけないかなと言う感じがしております。そう言ったところです。

議長： そうですね、今日南町の新規就農者、日南町との比較をお話ししてもらいました。やっぱり本町の場合は、これと言った特徴、特産部分がない、例えば日南町であればトマト等、外から見てやっている様だなと言う方もいらっしゃいますし、それをきちんと行政、役場がサポートをしておられる姿があります。そう言う環境そのものが江府町の場合は十分ではない、まさに松原代理の話にもありましたし、やはり集落営農の一つの新しい営農の形として、さらに推進を改めで行かないといけないなと思います。宇田川推進委員さん、忙しくて短時間の出席でしたけども、いかがでしょうか。

宇田川： 10年後と言う事が出ていますけども、本当に10年後と言うのはこの数字なんだろうかと、非常にこれから10年、20年と人数が減ってくる、ここ3年、4年程で200人少なくなっていますし、今町の人口は2,700人ですか、我々の年代、世代と言うのが戦後一番多かったんですけど、本当に農業で支えて行けるのかなと、農業だけで考えていいのか、農業だけで守って行けるのか、もっと他のいろんなものを含めたものをこれから考えて行かないと、魅力のある江府町にはならないのではないかなと思います。米だけと言うのは、新潟とか大分とかの広い所とはとても太刀打ちできない、そして温暖化になって行く、いろんなことを考えると農業、米作りだけで本当にやって行けるのかなと言う、もっと中山間でこだわって出来るようなことがないかなと言う事を自分自身で思うんですけども、今の協力隊にしても、ほんとに江府町は移住定住してくれない、辞めてしまっ、帰ってしまっ、そこら辺をもうちょっと、魅力があるというか中山間でしかできない様な農業を含めた他の魅力あるものを発信できないのかな、と言う思いに至っています。

議長： ありがとうございます。いろんな面で江府町らしい物、それぞれに対していかにして発信するかと、いろいろとそこを巣窟して行かなければなりません、長尾委員さんは指導農業士の資格で、まさに農業者の代表で参画頂きましたから、いかがでしょうか。

長 尾： 農協で営農指導もやらせてもらっていたという経過があるので、逆に言うとおまえは何をしていてんだ、と言われても仕方が無い様な感じで、もうちょっと農業を頑張って推進しないとイケなかったのかなと、反省することばかりです。この会に出させてもらって、県内だけで言えば里の方のブロッコリーとかネギ農家では、結構自立農家があると思います。それは年間にどれくらい作っているかと言うと、冬の間もどんどん生産しているわけです。例えばそこで100の物を作っているとすれば、江府町では冬の間、農業だけでなくもいいんですけど、他に作業がないから、農業ができる期間が仮に4カ月もあれば、全部が雪で出来ないとも思わないけど、うちらで言えば4カ月くらい作れない訳で、その間何をしているかと言えば、なかなかもうけが出来ません。個人的には牛を飼っているけど、例えばネギ、ブロッコリーで外の方とは収入が4分の3くらいには当然なる、若い人にこういうモデルを計画してるので、江府町はこういうものを頑張って作って行けば良いんだよ、と言ったときに冬は何をするのと言う様な感じが、それと冬に出来れば収入が上がって、何とかやって行ける農家が出来れば、若い人でも新規就農でもしてもらえるのかな、と言う事は大分前から考えてわかってた事ですけど、米子の方に出て、例えば里の方から江府町にあるいは日南に上がる人は結構あるんです。岡野にしても、こっちから出てと言う、冬の間は里に出るのかと言う事はなかなか今まであまり無いので、出来ればそういう事も考えて欲しいなど、意見的には言ったんですけど、これに盛り込むには他所の町の話もしないといけなくなるので、あるいは米子市とか大山町、こっちから出て行けば他所の町の作になると言う事で、載せることはなかなか出来にくいのかなとは思うんだけど、例えば白ネギの70aと言うのはすごい量ですから、新規就農者に70a作れと言ったって、夏場2反、3反しか作ってない者に出る訳ないです。なんか取り出して行ってでも、うち破ってでもやって見る様なことができれば良いなど、夢のような話ですが、そういう事を思いました。

議 長： ありがとうございます。長尾委員さんのおっしゃる通り、いわゆる挙げると耕作期間に周辺の人たちと話していても、ハンデが上がる、だいぶ高いので農地を守るだけではなく収益を上げて行かないと、農業とは農地を守るものではないにはあくまでも収益、前向きなと言いましょか、長尾委員さんがおっしゃるのが耕作が出来ない期間と平野部の期間、そう言ったところを変えて行かなければならない、こういう考えをお持ちですが、山本委員さん、今後の江府町の農業の有り様についてどんな風に考えておられますか。米だけではなく高収益作物も作っていらっしゃいますが、いかがでしょうか。山本委員さん何かお考えはございませんか。

山 本： 今説明がありまして、10年後の構想と言う話ですけども、実際私たちの集落に置き換えてみますと、今現在担い手が実際おりません、隣の集落からでも借りて、と言う話もありましたけど、隣の集落も今現在、それほど農業に関心が皆さんありません、はっきり言って、この集落の農業をどう考えて行くかと言う話を出しても、私にはそういう事は関係ないと言う事で、なかなか取り合ってもらえませんが、この集落に対する何かいい案があればもう少し具体的に中身を聞かせたい、実際問題、今現在本当に、今集落営農が次々に進んでいる中ではありますが、それは担い手がいるから出来る話であって、担い手がない集落はそういう事はなかなか難しいです。で、それをどうやって

促進していくかと言う事に注目して頂ければ良いと思いますが、構想ばかり言ってみても実際問題どうやってそれを促進していくか、そこの中身をもうちょっとお話を、小さい事かもしれませんが、それが無いと先に歩んで行かれないという感じがします。集落的には出来る集落はどんどんやってもらって良いです。それは促進していけば良い話ですけども、そう言った中でそれが難しい集落も、特に私の集落は出来ない、勤めがメインであって農業に関する関心が薄い、そういう集落も多分かなりある様です。そこから辺をどうやってうまく10年先を見越した経営のやり方を、どうやって進めて行くかと言う事を勉強してみれば良いかなと思うんです、以上です。

議長： ありがとうございます。山本委員さんのお考えにそうだとおっしゃる方は沢山あると思います。中心になっている方を中心に集落営農と言う組織化が出来るけども、そうでない地域はどうやって地域の地域営農をやって行くんだと指摘だと思うんです。これはなかなかこの地域もそう言う事は言えるのではないかなと思うんです。その他、皆さんの方から何かご意見はございませんか。見山さんはいかがですか。

見山： はい、うちも小さい集落ですので、担い手はおりません、若い人は僕より若干若いくらいで、全人口でも30人を切ったくらいの集落で、十何町の田んぼを守るといのはちょっと大変で、それぞれが今のところは頑張っております。何とかやっておりますが、10年後と言ったらどうなるかなと思って、水田だけではだめですね、何とか野菜とか取り組みたいですけど、資金の面で、ハウスを作るにしても資金がいきます。70歳を過ぎれば農協も貸してくれません、その辺がありますので、何とかしないとイケないとは思っていますが、なかなかいい知恵は出ません。資料の中の新甘泉等町内で作ると言う事ですけど、標高200位が限度ではないかと聞いたもんですが、すると町全体ではなかなか進まないと言う事ですが、と言いますのが、苦塔が400位ありまして、その土地は僕が管理していますが、400位は大変かもしれないという意見を聞いたもので、リンゴなら何とかなるかもしれませんが、梨はとても無理ではないかなと、江府町全体で考えると、それ以下で空いた土地はなかなか無いのでは、1反、2反はあるでしょうけど、その辺がどんなもんかなと思ったんですけど。

議長： 見山さんのご意見に対して仲田さんの方から何かありますか。

農仲田： おっしゃる通りでして、梨は先ほど言われたとおり、花とかが霜にあつてしまうとだめになるので、標高差と言うのはかなり重要になってきます。言われた通り200メートル以下の日野川沿いとか、ああいう所が適地だと思います。言われる通り町内全体の推進は難しいんですけども、さっき中身でも言った通り、その集落が、長尾さんも言われたとおり米子に出ても言い訳ですし、その考えで行けば宮市原で、例えば佐川の方に出て梨を作るというのも経営的にはありなのかなと、農地を守るという観点で行くと、集落の農地外になりますので、その分の観点はずれるかもしれませんが、収益性の高い作物で農業経営を強化するという面で行くと、通ってそこで作って稼ぐ、と言うのは、やり方としては有りじゃあないかと思っています。

見 山： 有りかもしれないけども、集落の土地は守れなくなります。自分たちの土地を何とかしたい、今まで頑張った分は我々の世代でだめになってしまったら、もう限界集落みたいなものですから、その辺の所が知りたくて、町外から担い手でも入ってもらって稼ぐとか、田んぼを辞めて他の野菜を作るとか、極端に言えば他の果樹を育てたり、私も柿を植えたんですけど、植えたところが380m、大橋の少し下ですが、そうしたら春に新芽を霜でやられて、いろいろ作ってやっていますが、果樹は難しいなと思います。標高が高い所で始めようと思えば野菜かなと、後はリンゴをやってみようかとも思っています。

農仲田： 言われる通りそう言った部分もあったりするんですけど、梨が出来ると言う事になると、他の果樹でも良いので、リンゴに拘らず他もできるのではという希望も出てきたわけで、今までは果樹なんかやっても駄目だという答えが、新甘泉が出来たのでリンゴなら出来るかもしれん、と言う事もあるので、そこは新しいアイデアと言う事で、そこも検証と言うか、栽培試験からやっに行かないといけないと思います。地域にあった作物と言うのは地域に植えてみないとわからないので、机上の空論で結局梨も今まで出来ないと言われていたのを、作ってみないとわからないと言う事で作ったらできたと言う事なので、やっぱりそう言う試験的なところも含めてやりながら、地域に合う作物と言うのを探して行かないといけないと思います。もちろん集落だけではなくて、行政や県の普及所もありますので、一緒になってそう言う作物を探して、うちはこれで行くは、と言う物を見つけていければベストだと思います。そう言う意見をいただいたので、話し合いの中に進めさせて頂ければと思いますので、よろしくお願ひします。

議 長： 仲田さん、さっき山本委員さんがおっしゃった、地域営農の取り組みが活発化する様な動機付けとか、具体的なものが示されないか言う様な、いろいろと地域で働きかけておられるんだけど、なかなか皆が議論に入らないと、知らん顔をしていると、集落をどうするかと言う事の動機付けを具体的に何か進めてもらえないかと言う様な要望もあったので、そこら辺にも着眼して、その関わりを農業委員会として一緒に関与してくれ、と言う事だったらいくらでもやりますから、ちょっとそこをまた考えてもらえませんか。それは集落営農をこれから進められておられる方も地域の实情に合った取り組みが、指導が成されるのではないかと思うんだけど、その中で農業委員会としてもそう言う推進が取られるようにしていただきたいと思います。ああいう地域は沢山あると思うんです。今指摘された地域と言うのは、

農仲田： おっしゃる通りで、どうしても進め辛い所、進め易い所、一つは担い手がないので出来ないと言うのは、何処も理由ではあるんですけども、話を反対と言うか、考えを変えてみると、担い手がいなかったから何処も担い手を作ろうと言う事で纏まって来たわけなので、無い所は作れば良いと言いか作るしかないです。それか外部から持って来るのか、自分達で組織を作るのか、若い雇用を育てるのか、という方式はあると思いますし、皆さんが興味を持ってもらえないというのは、農業に関心がないと言う事です。農業に関心がないと言う事は、海で言ったら風の状態で、穏やかにずっと進んでいるので、何も無いんですけど、例えばこれが、山本さんも大きな病気をされてますし、明日

から出来なくなる可能性もあるんですけど、皆さんがそこに目を向けずに今までやって来ている部分も実際あるのではないかと思います。他所の集落も担い手がいるから良いみたいな感じで、だけどそう言うところに、ある程度皆さんが危機感を共有しない事には話が進まないんです。任せているから安心だと言う事があると思うので、出来れば農業委員さん達と一緒にいかしてもらおうと大変心強いので、集落には出向くんですけども、あくまで推進はしますけども、結論を出すのは地元の方なので、地元がするかしないかを判断して、しないと行って衰退して行って、なんで推進しなかったんだ、とよく役場に言ってこられますけど、それも皆さんが導いた答えになってしまうんです。それを振り返った時に反省しないために、今何がやらないといけないか、どういう危機感があるかと言うのを、よく皆さんが地元で話をした上でする、しないと決める事しないと出来ないと思うので、危機感と言う所から入って行って、「そうだな、そうしないと出来ないな」、絶対みんな同調してくれると思うので、そこからだとわりと話は進め易いと思います。担い手づくりと言う事でその後躓いてしまうんですけど、そこも外部から呼んでくるのか、育てるのか、組織を作ろうか、と言うところは事例がありますので、それを参考にしながら、もちろん地元と一緒に進めていけたらと思いますので、その辺も出来れば農業委員会さんともお話をさせて頂きながら、地元に入る前に一緒にお話をさせて頂いて、その上で地元に入って、どうしようかと言う事にさせていただければと思っていますので、またご協力をいただくと幸いです。

議長： こういっては何ですけども、農業委員、推進委員の皆さんは、それぞれ地域でしっかりやっておられる方が殆どですので、良い意味で一緒に取組が出来たらと思います。皆さんの方で何かありましたら是非お願いしたいですが。

松本： 良いですか。4ページ、一番下の町外からの新規就農者、と言うところですが、私自身が4年前に移住定住したんですが、人を呼ぶに当たっていた番大事なのは、集落の住むところでして、もし町外から新規就農者を入れようではないか、と言う話に向かうのであれば、集落内の空き家を移住者が、空いているところ、町外に出ていらっしゃるところとか、空き家を用意して、新規就農者、移住者が集落に根付いて住める場所を用意しないとイケないなと思います。今NPOこうふの便りが移住定住対策で動いてくれていますけども、外から空き家はありますか、と来るよりも、集落の中で話し合いをしないと進まない事があると思います。外ばかりに任せるのではなくて、集落内で話をしないとなかなか前に進まないのではないかなと思うしだいでございます。実際、私自身が宮市で空き家があって住めたんですけど、今宮市で協力隊を一人入ってもらっているんですけど、宮市で空き家を用意できてませんで、江尾の駐在の隣に住む場所を借りて、江尾から通で来てもらっているというかつこうです。実際農業の担い手となると、集落の農地でやることが多いですし、かよいで来るよりは集落のどこかに住んで、集落の出役とかも担ってやって行くとか、集落に移住定住者を呼び込む策になるのかなとは思っています。

議長： ありがとうございます。今のご意見として受けていただきたいともいます。その他にいかがでしょうか。それぞれご意見があろうかと思いますが、ご案内のとおり10年後

の江府町の農業構想に向けて、基本は先ほどありました様に、経営形態を6つに分類する。これに伴って農地を10年後どういう風にするか、また農地集積率も60%まで押し上げる。同時に経営構想とかに係ると言いますか、要はこれをどうやって分担化するのかと言う事であります。今後もこれらについて意見交換をしながら、農業委員会も議論として、十分発表をして行きたいという風に考えます。事務局長さん、議案ですから採決を取ると言う事でしょうか。

事務局：　そうです。

議長：　では、議案第9号、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直し（案）につきまして、原案賛成の方は挙手をお願いします。

委員：　はい（全員挙手）

議長：　ありがとうございます。全員賛成で本案は原案通り決定いたしました。議事は以上でございます。その他につきまして、一括して説明をお願いします。

事務局：　その他でございます。次回の農業委員会総会について、1月になります。新庁舎の移転のために書類等の整理を行っております。1月12日が新庁舎での開庁と言う事で、その後の15日金曜日、9時30分から、会場につきましては、新庁舎中会議室を使って総会をお願い出来たらと言う風に思います。次に次回の農地相談会について、今月、今年最後の農地相談会でございます。12月18日金曜日、午後1時半から3時半まで、場所は山村開発センター、お世話になります委員さんは遠藤委員さんと中田委員さんをお願い出来たらと思います。尚来月は1月21日木曜日、時間は午後1時半から3時半まで、会場が新庁舎になります。担当頂きます委員さんは梅田委員さん、長尾委員さん、お願い出来たらという風に思います。以上でございます。

議長：　その他一括で説明を頂きましたが、何かご意見等はございますか。

松原：　はい、農林産業課から仲田さんがみえていますのでちょっと聞いてみたいんですけど、今年の米の状況、銘柄ごとの等級とかはどういったところですか。特に星空舞をブランド化しようとしているんですけど、どう言う結果ですか。

農仲田：　はい、正確な数字は今わからないんですけども、等級で言いますとコシヒカリの方の等級はかなり下がってきております。2等とかが多いんですけども、星空舞に関しては割と良かったです。きぬむすめも一部では2等米とかが出てしまっているみたいで、品種と言うよりは気候変動がかなりきつくなっているのかなと、大河原とか下蚊屋とか標高の高い所はコシヒカリでも良いんですけども、低い所はコシヒカリはしんどいかなと言う状況です。

松原：　コシヒカリは高温障害が出てだめだと言う事で、きぬむすめに変えても高温障害と言

うか未熟米と言う判定で来ていたもんだから、ちょっと迷っているところです。

農仲田： 基本的には今年の中干の期間に少し天気が良かったですけど、水がしっかり当たる時期に水を当ててもらおうとか、要は水管理の所がかなり重要な年だったようで、暑い時に熱いままで稲が疲れてしまったとか、暑い時にはしっかり水を当てて、と言う対策をして行かないと等級は上がらないと思います。それとは別に高温障害は相変わらず出ていますので、気候変動の所の部分も多いですが、川沿いはコシよりはきぬの方がどっちかと言うと良いです。

議 長： 結果のデータはありますか。例えば品種と等級が出た

農仲田： J Aの地区管内の3町のデータはまたいただきますので、提供はさせて頂きたいと思います。

議 長： 今度の1月の総会案内の中に、そのデータを入れ込んで、皆さんに見て頂く様にしてくださいませんか。

農仲田： 分かりました。資料を頂いてきて別途提供させていただきます。

議 長： よろしくお願ひします。その他皆さん何かご意見はございませんか。無い様ですので、本日は大変長時間にわたって、慎重にご審議を頂きました。誠にありがとうございます。次回は1月15日と言う事で、1月12日が新庁舎開庁と言う事で、その3日後に予定してあります。12月26日土曜日に竣工式がございまして、私ども農業委員会の方に竣工式のご案内がありまして、皆さんの代表をする形で竣工式に出席をさせて頂いて、お願ひを申し上げようという風に思っております。それでは以上を持ちまして、12月期の総会を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。

令和 年 月 日

署名委員 1 1 番委員

署名委員 1 番委員